

11月は「乳幼児突然死症候群（SIDS）」対策強化月間です。 ～睡眠中の赤ちゃんの死亡を減らしましょう～

乳幼児突然死症候群（SIDS）とは、それまで元気だった赤ちゃんが、眠っている間に突然死亡してしまう原因のわからない病気で、窒息などの事故とは異なります。

令和4年の乳幼児突然死症候群（SIDS）による死亡数は、全国では47人で、乳児期の死亡原因の第4位と上位を占めています。また、島根県では、平成24年～令和3年の10年間で16人の赤ちゃんが亡くなっています。

こども家庭庁では、12月以降の冬期にこの病気が発生する傾向が高いことから、11月の1か月間を、乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間として、重点的に普及啓発活動を実施することとしており、島根県においても下記のとおり取組を行います。

記

1 乳幼児突然死症候群（SIDS）に関するポスターリーフレットによる普及啓発活動

【SIDS発生リスクを低くする3つのポイント】

乳幼児突然死症候群（SIDS）がなぜ起こるのか原因はまだ分かっていませんが、生後2か月から6か月に特に多いとされ、以下の3つのポイントを守ることにより、発生率が低くなるというデータがあります。

- ①1歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせましょう
- ②できるだけ母乳で育てましょう
- ③たばこをやめましょう

2 電話相談窓口の開設

(1) 日 時 令和5年11月13日（月）、14日（火）の2日間

時間：8時30分～17時15分

(2) 相談窓口 県内各保健所 母子保健担当窓口

松江保健所 0852-23-1314

雲南保健所 0854-42-9636

出雲保健所 0853-21-8785

県央保健所 0854-84-9822

浜田保健所 0855-29-5552

益田保健所 0856-31-9547

隠岐保健所 08512-2-9713（島後）

08514-7-8121（島前）

(3) 内 容

- ・SIDSやその予防について聞きたいこと
- ・育児についての悩みごと
- ・乳幼児の一般的な健康相談に関すること など

(4) 対 応 者 各保健所の保健師等

3 その他

こども家庭庁ホームページ（乳幼児突然死症候群について）

<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/kenkou/sids/>